

令和2年9月吉日

お客さま各位

大川信用金庫

「後見支援預金」の取扱い開始について

拝啓 仲秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件におきまして、当金庫は、預金の引き出しなどに福岡家庭裁判所の指示書を必要とする「後見支援預金」の取扱いを令和2年10月1日（木）から開始いたします。

本取扱いは、認知症などによって判断能力が不十分な方に代わって、後見人が代理して法定行為や財産管理を行う「成年後見制度」に対応し、高齢者の資産管理を巡るトラブルを未然に防ぎ、お客さまの生活を支援する取り組みです。

敬具

記

●商品概要

・別紙参照

以上

商 品 名	後見支援預金 / 後見支援預金(無利息型)
ご利用いただけるお客様	・家庭裁判所が口座開設の「指示書」を交付した方
預入方法	・預入方法: 随時預入可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。 ・預入金額: 1 円以上。 ・預入単位: 1 円単位。
預入期間等	・期間の定めはありません。
払戻方法	・随時払戻可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。また、後見人の本人確認書類を提出いただきます。 ※被後見人の別の管理口座へ振替入金となります(現金による払戻不可)
お利息	・当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、変動金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、年 2 回(3 月・9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・無利息型をご利用の場合は、対象外となります。
税 金	・お利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。(2038 年 1 月 1 日以降は 20%(国税 15%、地方税 5%)となります)
中途解約のお取扱	—————
手数料	・口座開設時に 30,000 円(税別)いただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課(9 時～17 時、電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360)久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記 されている書類が必要です。 ※保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません ・「報告書・指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地管轄の家庭裁判所に行ってください ・本商品は、口座開設店のみお取扱いいたします。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・キャッシュカードは発行しません ・通帳による ATM での利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します) ・現金でのお支払いはできません(管理口座への振替となります) ・本商品も預金保険の対象となり、被後見人ご本人が預入されている他の預金と合算して 1,000 万円とその利息が保護されます。なお、無利息型をご指定いただいた場合は、全額が保護されます。